

生活衛生融資(一般貸付)の推せん書発行に必要な書類

(株)日本政策金融(国民生活事業)

(公財)群馬県生活衛生営業指導センター

TEL 027-224-1809

FAX 027-224-1610

一般貸付お借入れの皆様へ

- ・申込み金額が500万円以下の場合は、推せん書は不要です。
直接公庫へお申込み下さい。
- ・この制度融資は、設備資金のみです。
(例、店舗新築資金・増改築資金・理美容機器設備資金・厨房設備資金等)

(公財)群馬県生活衛生営業指導センター

- 1 推せん書交付願
- 2 推せん書発行に係る確認書
- 3 お客さま情報の利用に関する同意書
- 4 衛生管理状況について

(株)日本政策金融公庫

- 1 借入申込書
- 2 創業計画書(新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方)

借入人が用意するもの

- 1 機械・器具・備品・内装工事等の見積書・請負契約書等(写)
- 2 取得する土地・建物の不動産売買契約書等(写)
- 3 借用する不動産賃貸借契約書等(写)(敷金・賃貸料・面積等概要がわかるもの)
- 4 理容師・美容師・クリーニング師の方は、免許証(写)
- 5 営業許可書・構造設備確認証(写)(既存業者の場合)
- 6 個人の場合 ① 最近2期分の確定申告書・決算書の(写)
- 7 法人の場合 ① 法人の履歴事項全部証明書または商業登記簿謄本
② 最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む)の(写)
③ 試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)の(写)